

秩父漁業協同組合共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、秩父漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、わかさぎ及びなますをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第15条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第10条各項又は第11条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場所で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
ます類	荒川（皆野町地先日野沢川合流点から親鼻橋下流の秩父鉄道鉄橋までの区域）	1月1日から12月31日まで

(尾数の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、1人1日当たりそれぞれエ欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	エ 尾 数
ます類	荒川（秩父市地先巴川橋から長瀬町地先埼玉中央漁業協同組合との管理境界までの区域。ただし、第3条表中に掲げる区域を除く）	10月1日から翌年2月末日まで	3尾

(漁具・漁法の制限)

第5条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、投網、置ばり、やす突及び釣

りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
投網	円周20m未満
釣り	道糸2本以内

- 3 あゆについては、第6条に規定する遊漁期間で組合が定めて公表した期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。
- 4 日没から日の出までは、投網を使用して遊漁をしてはならない。
- 5 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

- 第6条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	組合で定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますについては、秩父市地先巴川橋から長瀬町地先埼玉中央漁業協同組合との管理境界までの荒川及び第8条第2項の特設釣区においては、1月1日から12月31日まで
わかさぎ	9月1日から翌年3月31日までの間で組合が定めて公表した期間
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、なます	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

- 第7条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
吉田川(秩父市上吉田、合角ダム上流200mから下流300mまでの区域)	1月1日から12月31日まで

浦山川（秩父市荒川久那、浦山ダム上流 200 m から下流 300 m までの区域）	
荒川（秩父市大滝、二瀬ダム上流 200 m から下流 300 m までの区域）	
中津川（秩父市中津川、滝沢ダム上流 400 m から下流 300 m・貯砂ダム上下流 300 m までの区域）	
牛喰沢	
永井谷沢川	
大栗沢川	
ムジナ沢	
大若沢	
大山沢	
大ガマタ沢	

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の上流 10 m から下流 10 m までの区域においては、遊漁をしてはならない。

（釣り専用区等）

第 8 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
田野沢	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
三沢川（皆野町三沢、大堰から上流の区域）	
日野沢川（皆野町国神、日野橋から上流の支流を含む区域）	
赤平川（小鹿野町三山、田ノ頭頭首工（取水口）から上流の支流を含む区域）	
吉田川（秩父市下吉田、ふりの堰堤から上流の支流を含む区域）	
阿熊川（支流を含む）	
薄川（支流を含む）	
小森川（小鹿野町両神小森、小森堰堤から上流の支流を含む区域）	
定峰川（秩父市定峰、定峰橋から上流の区域）	
大棚沢	

関ノ入谷	
生川	
横瀬川（横瀬町横瀬、滝の枕秩父用水（取水口）から上流の支流を含む区域）	
荒川（秩父市別所、秩父発電所放水口上流100mから下流200mまでの区域）	
浦山川（支流を含む）	
安谷川（支流を含む）	
谷津川	
贄川	
猪鼻沢	
荒川（秩父市荒川白久上サ、白川橋から上流の支流を含む区域）	

2 次の表に掲げる特設釣区においては、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

特設釣区の名称及び区域	
名称 大血川溪流観光釣場 区域 大血川（秩父市大滝字大血川地先の650mの区域）	
名称 入川溪流観光釣場 区域 荒川（秩父市大滝字入川地先の780mの区域）	
名称 中津川溪流観光釣場 区域 中津川（秩父市中津川地先の600mの区域）	
名称 浦山川溪流観光釣場 区域 浦山川（秩父市荒川久那地先の1300mの区域）	
名称 横瀬川溪流観光釣場 区域 横瀬川（横瀬町大字芦ヶ久保地先の600mの区域）	
名称 浦山広河原溪流観光釣場 区域 広河原谷（秩父市浦山字広河原3235番地の1地先の200mの区域）	

（全長制限）

第9条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル

こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第10条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日まで、「シーズン」とは10月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	全魚種。ただし、にじますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	投網、置ばり、やす突、釣り	1年	14,000
			1日	3,000 現5,000
溪流券	全魚種。ただし、あゆ、わかさぎを除く。にじますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	釣り	1年	9,000
			1日	2,500 現5,000
特乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	6,500
			1日	1,000 現2,500
乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類、わかさぎを除く。	釣り(リール釣りを除く)	1年	4,000
			1日	400 現500
冬季にじます券	全魚種。ただし、あゆ、ます類(にじますを除く)、わかさぎを除く。	釣り	シーズン	5,500
			1日(シーズンに限る)	2,000 現3,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者の遊漁料の額は次の表のとおりとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、「シーズン」とは10月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	全魚種。ただし、に	投網、置ば	1年	11,000

	じますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	り、やす突、釣り	1日	2,400
溪流券	全魚種。ただし、あゆ、わかさぎを除く。にじますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	釣り	1年	7,500
			1日	2,000
特乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	5,000
			1日	800
乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類、わかさぎを除く。	釣り(リール釣りを除く)	1年	3,000
			1日	300
冬季にじます券	全魚種。ただし、あゆ、ます類(にじますを除く)、わかさぎを除く。	釣り	シーズン	4,500
			1日(シーズンに限る)	1,600

3 前2項の規定にかかわらず、18才以下は無料とする。

4 第8条第2項に掲げる特設釣区における遊漁料の額及び納付の方法は、前3項及び次条各項の規定にかかわらず、組合が定めて公表した遊漁料の額及び納付の方法とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第11条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り(リール釣りを除く)	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第12条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名 (期間を1年とする遊漁承認証に限る。)
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第10条第1項及び第11条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第13条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第14条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名
- (4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第15条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に秩父漁業協同組合共第1号及び共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。